

令和6年度 農福連携等応援コンソーシアム総会

# 農福連携の推進について

令和6年7月26日

農林水産省 農村振興局 農村政策部 都市農村交流課

# 今後の農政における農福連携等の位置付け

- 改正食料・農業・農村基本法(令和6年5月成立)でも農福連携の推進が新たに位置付けられるなど、農林水産省としても、引き続き、農福連携等の推進に力を入れることとしている。

## ○食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律(抄)

(障害者等の農業に関する活動の環境整備)

第46条 国は、**障害者その他の社会生活上支援を必要とする者**の就業機会の増大を通じ、地域の農業の振興を図るため、これらの者がその有する能力に応じて農業に関する活動を行うことができる環境整備に必要な施策を講ずるものとする。

## ○「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」に基づく具体的な施策の内容(令和5年12月27日食料安定供給・農林水産業基盤強化本部)(抄)

農福連携について、農業関係者が主体となった**地域協議会の拡大**の後押しと、**障害者だけでなく社会的に支援が必要な者(生活困窮者等)**の社会参画を促進する。

## I 農福連携等が実現を図る社会

農福連携は、農業と福祉が連携し、障害者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障害者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組

農福連携の更なる推進には、「知られていない」「踏み出しにくい」「広がっていない」といった課題に加えて、地域ごとの状況(農繁閑期の農業と福祉の需給ギャップ等)に応じたマッチング等の現場で生じている課題に的確に対応していく必要

地域に生きる一人ひとりの社会参画を図るため、高齢者、生活困窮者、ひきこもりの状態にある者、犯罪をした者等の社会的に支援が必要な者にも対象を広げ、また、林業、水産業と福祉の連携に広げていくことも重要

農福連携等を通じて、全ての人々が地域で暮らし、多様な形で社会に参画し、生きる力や可能性を最大限に發揮できる地域共生社会の実現に貢献

改正食料・農業・農村基本法に農福連携が位置づけられたことも踏まえ、本ビジョンに掲げられた取組を官民挙げて実践

## II 農福連携等の意義

### 1 社会的に支援が必要な者にとっての意義

- 個々の特性に合った農作業により、賃金・工賃の向上、職業能力の開発・向上等も期待でき、社会的に支援が必要な者の就労・社会参画支援や立ち直り支援に貢献
- コロナ禍を通じて、孤独・孤立や生活困窮の問題に直面する者の存在が浮き彫りとなる中で、地域全体で働きづらさや生きづらさを感じている者を支援することが必要

### 2 農業経営体等と農村にとっての意義

- 今後、農村地域で人口減少・高齢化が急激に進行することが見込まれる中で、多様な人々の活躍を通じた地域農業の振興や地域共同活動の継続が重要
- 農作業の見える化・標準化や働き手の確保による農業経営へのプラス効果が期待

### 3 企業や消費者にとっての意義

- 農福連携等の商品の販売・消費等を通じた企業価値の向上や新たな需要の創出

## III 農福連携等の現状と課題

①認知度の向上②取組のきっかけと定着③取組の拡大と成長の分野ごとに取り組んできたが、以下の課題への対応が必要

- 農福連携等に関する地域ごとの課題を地域内で共有・相談・解決できる場の創出
- 障害者等が働きやすいソフト・ハードの環境整備
- 農業の担い手や新規就農者の農福連携等に取り組む意欲の喚起
- 企業、消費者などターゲット別のプロモーション
- 地域内外の多様な連携により、販路の開拓や付加価値の向上
- 地方公共団体、農業団体、福祉団体、経済団体等の協力促進

## IV 農福連携等の推進に向けた新たなアクション

※ 令和12(2030)年度までの目標

農福連携等に取り組む主体数を12,000以上、地域協議会に参加する市町村数を200以上とすることを目標とする

### 1 地域で広げる～点的な取組から地域への広がりへ～

#### ○ 地域単位での仕組みづくり

- ・都道府県段階での農業と福祉のマッチングを支援
- ・関係省庁が連携して、地域協議会や伴走型コーディネーターによる支援などの活動を通じて、地域単位での農福連携の推進体制づくりを後押し

#### ○ 障害者等が働きやすい環境の整備

- ・生産施設等の整備、障害者等の農業技術の習得等を支援
- ・農業法人等への障害者の就職等の推進と実践的な研修の推進
- ・障害者の作業をサポートするスマート農業技術等の活用

#### ○ 地域における多様な連携の推進や専門人材の育成と活躍の場の確保

- ・ノウフクJASの認証取得を推進
- ・障害者就労施設等と企業との連携によるノウフク商品のブランド化
- ・福祉事業所や障害者等の地域共同活動への参画促進に向けた事例収集・横展開
- ・マッチングを行うコーディネーターや農福連携技術支援者等の育成と活動支援

### 2 未来に広げる～未来の担い手の育成と新たな価値の発信～

#### ○ 農福連携等の強みの発信と未来の担い手の育成

- ・農業の担い手に対するセミナー等を通じて、農福連携等の意義や効果を普及
- ・特別支援学校における実技・実習に農業者が協力・支援を行うよう働きかけ

#### ○ 新たな価値の発信とユニバーサルな取組への進化

- ・11月29日を「ノウフクの日」に設定し、関係団体・企業等が連携した普及啓発を推進
- ・農福連携等応援コンソーシアム会員が連携して商品開発等を行う仕組みを構築
- ・エシカル消費に关心のある若年層向けにSNS等による情報発信

### 3 絆を広げる～ユニバーサル農園の拡大と「農」「福」の広がりへの発展～

#### ○ ユニバーサル農園※の普及・拡大

- ・ユニバーサル農園の事例やノウハウを取りまとめて普及
- ・農業での就労を目的としたユニバーサル農園の開設や施設等の整備を支援

#### ○ 社会的に支援が必要な者の農福連携等への参画の推進

- ・ハローワーク等の関係機関が連携し、農業分野での障害者等の雇用を促進
- ・犯罪をした者等の就農意欲喚起等に向けた農業実習等を推進

#### ○ 林福連携・水福連携の推進

- ・林業及び水産業において、傾斜地、海上等の特殊な環境での作業もあることにも留意しつつ、マッチング、研修の促進、経営発展を目指す取組の推進

※ 世代や障害の有無を超えた多様な者が農業体験を通じて社会参画を図る農園

# 農福連携等推進会議

## 農福連携等推進ビジョン（2024改訂版）の決定を受けた林内閣官房長官発言 (2024.6.5)

農福連携は、障害者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障害者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組です。また、**全ての人々が地域で暮らし、多様な形で社会に参画し、その生きる力や可能性を最大限に発揮できる地域共生社会**の実現に資する取組です。

本日改定いたしました『農福連携等推進ビジョン』に基づきまして、**地域で広げる、未来に広げる、絆を広げる**、を新たなスローガンとして、政府一体となって、厚生労働省、農林水産省が中心となり、法務省、文部科学省と共に、農福連携を一層推進してまいります。

新しいKPI（重要業績評価指標）として、2030年度までに、農福連携等の取組主体数を12,000以上にすること等を目標に掲げ、その実現に向けて、地域の関係者が連携して取り組めるように、市町村も参加する地域協議会を拡大してまいります。

**官民を挙げて農福連携等に取り組んでいく**ため、国民の皆様にも御理解と御協力を心からお願い申し上げます。本日はありがとうございました。



# 農福連携等推進ビジョン(2024改訂版)に基づく施策の推進方向について

- 「農福連携等推進ビジョン(2024改訂版)」(令和6年6月5日農福連携等推進会議決定)に基づき、「地域で広げる」「未来に広げる」「絆を広げる」を新たなスローガンに、「農福連携等を通じた地域共生社会の実現」を目指して、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省が連携した施策を推進。



詳しく述べる

## 農福連携等推進ビジョン(2024改訂版)の概要

地域で広げる

未来に広げる

絆を広げる

- 地域協議会や伴走型コーディネーターの活動を通じて、地域単位の推進体制づくりを後押し
- 生産施設等の整備やスマート農業技術等の活用
- 地域での多様な連携やノウフク商品のブランド化
- 現場で農業と福祉をつなぐ専門人材の育成
- 農業の担い手や農業高校の生徒等への普及
- 特別支援学校の実技・実習要望に対する農業者による協力・支援
- ノウフクの日(11月29日)等による企業・消費者も巻き込んだ国民的運動の展開
- 社会的に支援が必要な人たちの農業での就労
- 世代や障害の有無を超えた多様な者の交流・参画の場としてのユニバーサル農園の拡大
- 林福・水福連携の推進

## 農福連携等を通じた地域共生社会の実現

KPI

2030年度までに、4省庁が連携して、農福連携等の取組主体数を12,000件以上、地域協議会に参加する市町村数を200以上とする

### ● 地域協議会の体制イメージ

都道府県振興局、市町村、農業・福祉関係者、教育機関等が参画

### ● 地域協議会で想定される取組

- ・農業と福祉のネットワークづくり(交流会、体験会等)
- ・地域内の農福連携のルールづくり(作業単価の設定等)
- ・マッチングや農業実習の受入れ
- ・事業者間で共同した販路開拓 等



恵庭市農福連携ネットワーク(北海道)



大隅半島ノウフクコンソーシアム(鹿児島県)

### ● ユニバーサル農園とは

世代や障害の有無を超えた多様な者の交流・参画、健康増進、生きがいづくり、職業訓練、立ち直りなど、農業体験活動を通じて多様な社会的課題の解決につながる場



NPO法人事と風の舎こえどファーム(埼玉県)

# 農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション対策)のうち 農山漁村発イノベーション推進・整備事業(農福連携型)

【令和6年度予算額 8,389(9,070)百万円の内数】

## <対策のポイント>

農福連携の一層の推進に向け、障害者等の農林水産業に関する技術習得、障害者等に農業体験を提供するユニバーサル農園※の開設、障害者等が作業に携わる生産・加工・販売施設の整備、全国的な展開に向けた普及啓発、都道府県による専門人材育成の取組等を支援します。

※ 農業分野への就業を希望する障害者等に対し農業体験を提供する農園

## <事業目標>

農福連携に取り組む主体を新たに創出(3,000件[令和6年度まで])

### <事業の内容>

#### 1. 農山漁村発イノベーション推進事業(農福連携型)

##### ① 農福連携支援事業

障害者等の農林水産業に関する技術習得、作業工程のマニュアル化、ユニバーサル農園の開設、移動式トイレの導入等を支援します。

【事業期間: 上限2年間、交付率: 定額(簡易整備、高度経営、介護・機能維持の場合は上限150万円、経営支援の場合は上限300万円、作業マニュアルの作成等に取り組む場合は初年度の上限額にそれぞれ40万円加算)】

##### ② 普及啓発・専門人材育成推進対策事業

農福連携の全国的な横展開に向けた取組、農福連携の定着に向けた専門人材の育成等を支援します。

【事業期間: 1年間、交付率: 定額(上限500万円等)】

#### 2. 農山漁村発イノベーション整備事業(農福連携型)

障害者等が作業に携わる生産施設、ユニバーサル農園施設、安全・衛生面にかかる附帯施設等の整備を支援します。

【事業期間: 上限2年間、交付率: 1/2(簡易整備の場合は上限200万円、高度経営の場合は上限1,000万円、経営支援の場合は上限2,500万円、介護・機能維持の場合は上限400万円)】

### <事業イメージ>

#### 1. 農山漁村発イノベーション推進事業(農福連携型)

##### ① 農福連携支援事業



農産加工の実践研修



養殖籠補修・木工技術習得



移動式トイレの導入



ユニバーサル農園の開設

##### ② 普及啓発・専門人材育成推進対策事業



普及啓発に係る取組



人材育成研修

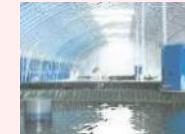
#### 2. 農山漁村発イノベーション整備事業(農福連携型)



農業生産施設(水耕栽培ハウス)



苗木生産施設



養殖施設



休憩所、トイレの整備



園地、園路整備



処理加工施設

## <事業の流れ>

定額、1/2



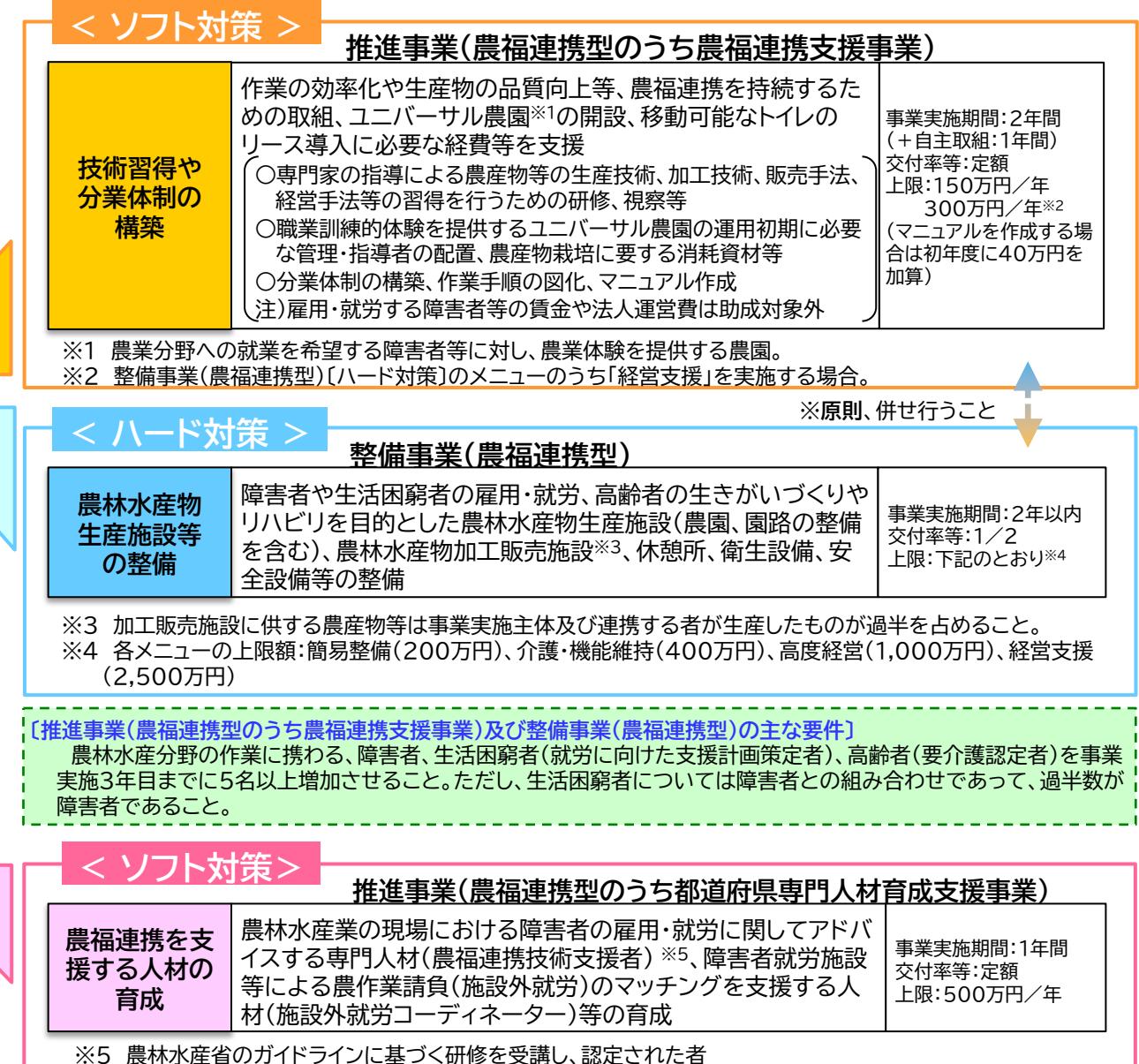
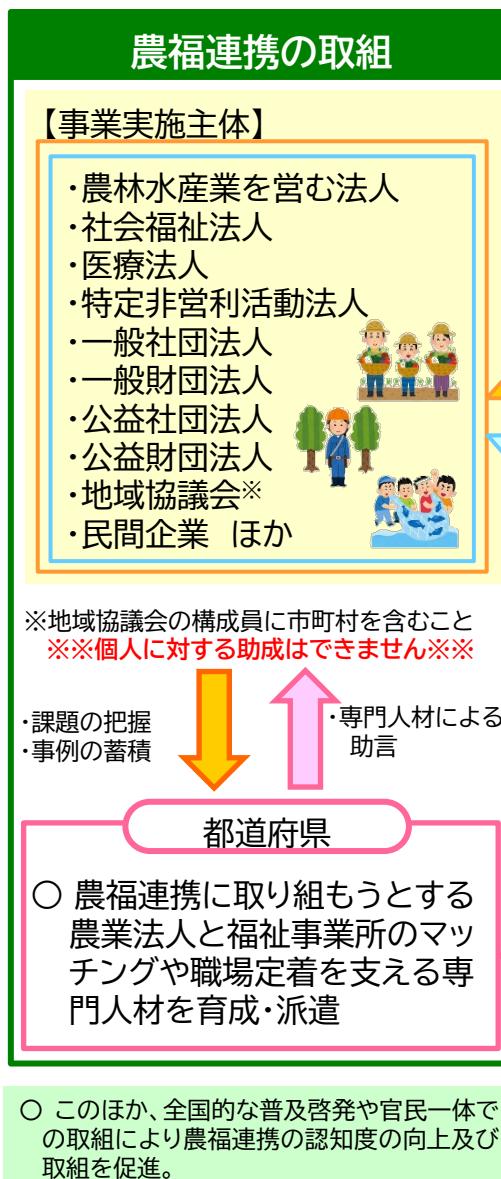
農業法人、社会福祉法人、民間企業等 (1①、2の事業)

定額

民間企業、都道府県等 (1②の事業)

# 農山漁村発イノベーション推進・整備事業(農福連携型)

- 農福連携に取り組む農業法人や福祉サービス事業者等に対するソフト・ハード一体的な支援
- 都道府県が行う専門人材の育成等を支援



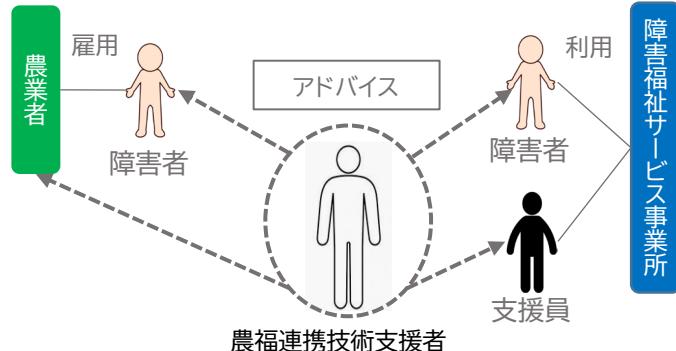
# 農福連携技術支援者の育成

- 令和2年度から、「農福連携技術支援者育成研修」を全国共通の枠組みとして実施。
- 本研修は、農林水産省が農林水産研修所つくば館水戸ほ場で実施するほか、研修プログラムを農林水産省が策定した基準プログラムに準拠させることで、都道府県が実施することも可能。
- 農林水産省は、全ての研修課程を受講し、必要な知識と技術を身につけたと認められる者を研修修了者として認定。認定された者は、「農福連携技術支援者(農林水産省認定)」として、現場において障害者等に実践する手法を支援。
- これまでに全国で579名を認定。

## 1. 育成する人材

### 農福連携技術支援者

- ①農業者
  - ②障害福祉サービス事業所の支援員
  - ③障害者本人
- の3者に対し、具体的に、農福連携を現場で実践する手法をアドバイスする人材。



## 2. 育成の枠組み

### 農林水産省

基準プログラムを策定

### 都道府県

策定した研修プログラムに準拠

### 農林水産省

研修プログラムを認定

### 都道府県

研修を実施

### 農林水産省

研修を実施

### 農林水産省

必要な知識と技術を身につけたと認められる者を研修修了者として認定

全ての研修課程を受講し、農福連携技術支援者(農林水産省認定)として、現場において支援をすることができる

## 3. 基準プログラム

### 研修形式と期間

- (1)座学講義3日間程度
- (2)演習・実地研修4日間程度
- (3)修了試験(農林水産省が作成)

### カリキュラム

- ・障害者雇用と障害福祉サービス事業の仕組み
- ・障害特性と職業的課題の基礎
- ・障害特性に対応した農作業支援技法
- ・農業者による農福連携の経営実務
- ・農作業における作業細分化・難易度評価の技法など

## 4. 研修の受講者

### 受講対象者

農業・福祉等の関係者を幅広く想定

### 受講定員

各回につき20名程度